

第4章

サウジアラビアにおける統治体制

福田安志

要旨：

本章では、制度的側面からサウジアラビアの統治体制について述べる。サウジアラビアの統治体制は君主制であり、しかも、国王が実権を持っている。また、イスラームが強い影響力を持っていることもその特徴となっている。君主制やイスラームの強い影響力は、18世紀半ばにサウード家とワッハーブ派が協力して第1次サウード朝を建国したときにはじまるものである。サウード家とワッハーブ派との関係は、以後、第2次、第3次サウード朝へと受け継がれ、1932年のサウジアラビア王国の成立を経て、現在へとつながっている。現在でも、サウジアラビアの統治体制はサウード家出身の国王と王族有力者を中心にして作られており、国家はワッハーブ派と強いつながりを持っている。ワッハーブ派はサウード家による王政を正統化する役割を果たしており、王政の安定を考える時、ワッハーブ派の存在は重要である。国王を頂点とした統治体制は、行政機構、諮問評議会、司法、軍事機構などの国家機構によって支えられている。行政機構の要所には王族が配置され、サウード家の統治を支える役割を果たしている。こうした、国王を頂点とした統治体制の下で、国民に政治参加の機会を与える目的で1993年に発足したのが諮問評議会である。しかし、諮問評議会の議員は勅選で、また立法権もなく、国民の間からは「民主化」を求める声が上がっている。

キーワード：

政治体制　ワッハーブ派　サウジアラビア

はじめに

サウジアラビアの政治は、外国人にとっては、きわめて分かりづらいものである。その政治体制が実権を持った国王の統治下であり、国王や王族有力者を中心にしたインナーサークルのなかで主要な政策が決定され、しかも、イスラームの宗派ワッハーブ派が政治に強い影響力を及ぼしていることが、その政治を分かりづらくしている第1の理由である。加えて、サウジアラビアの国内では政党の結成が禁止されるなど、政治についての自由な言論活動ができず、そのことが政治に関する情報を質・量ともに限られたものになっていることも、その政治を分かりづらくしていることの背景にある。

本章では、そうしたサウジアラビアの政治の理解に向けて、制度的側面から、サウド家中心の王政とイスラーム・国家関係に焦点を当てつつ、統治体制について検討する。

1. サウジ国家の統治体制

(1) 統治体制の概要と成立の歴史的経緯

① 統治体制の概要

はじめにサウジアラビアの統治体制の概要について述べよう。サウジアラビアは王政の統治体制を採っており、国王は実権を持った専制的君主として内政外交に当たっている。国王は国家元首であり、同時に首相を兼ね行政機構の頂点に立ち、毎週開催される閣議を主宰し閣議を通し行政機構を指揮している。また、国王は国軍最高司令官も兼ねている。法律はイスラーム法が基本となっているが、国王は、必要に応じ勅令の形で「法律」(イスラーム法 *sharī'a* と区別して規則 *nizām* と呼ばれる)を發布している。サウジアラビア

には立法権を持つ議会は存在しないので、立法権は唯一国王に帰属していることになる¹⁾。

サウジアラビアでは国家や国王の権能などを定めた「統治基本法(nizām al-‘asāsī lil-ḥukum、統治基本規則とも訳される)」があり、そのなかでは「サウジアラビアの憲法はコーランとスンナである」と定められているが、成文の憲法は存在していない。「統治基本法」の規定や「コーランとスンナ」が定めていることは、理想的には国王の権力を規制するものであるが、現実には、王権は、日々の統治においてそれらの規定によって強い制約を受けることはない。

このように、サウジアラビアでは、制度上は、国王は国家機構の頂点に立ち強い政治的権限を保有し、専制的君主として統治している。しかし、大臣や知事職などの国家機構の要職には国王の弟などの王族有力者が多数配置されており、それらの王族有力者も政策決定過程に大きな影響力を持っている。実態としては、国王を中心とした王族有力者たちのコンセンサスを重視して国家の政策が決定されているのである。

一方で、国民の側から政治をめぐる状況を見ると厳しい状況が存在している。国民には政党の結成は禁止されており、反政府的な言動や政治活動に対しては治安当局による取締りが行われており、政治活動と表現の自由は存在していないのである。議会は存在せず、議会に代わるものとして諮問評議会(ないしはシューラー評議会、majlis al-shūrā)が設置されているものの、その議員は勅撰であり立法権を持たず、その権能と政治的役割は限られたものとなっている。こうした状況のもと国民の政治参加は大きく制約されており、民主化要求が出てくる背景となっている。

②統治体制成立の歴史的経緯

サウジアラビアはサウード家が統治する王政国家であり、コーランとスンナを国家の憲法であると位置づけているイスラーム国家でもある。王政やイ

スラームと国家との関係など統治体制が持つ基本的な特徴は歴史的に作られてきたものであり、統治体制を理解するためには、その成立の歴史的経緯を見るのが欠かせない。

王国の興りは、1744/5年に始まった第1次サウード朝に遡る。当時、サウード家はアラビア半島中央部にあるナジュド地方の小さな町ディルイーヤを治める豪族であった。地方の一小豪族にすぎなかったサウード家が、その統治を今日のような広い国土を支配する王国へと発展させることができたのは、ワッハーブ派との協力関係があったからである。

ナジュド地方では、18世紀の半ばに、ムハンマド・ブン・アブド・アル・ワッハーブによって新しいイスラームの宗教運動が始められていた。その運動は後にワッハーブ派と呼ばれるようになるが、スンニー派の4法学派の1つハンバル派の系譜を踏むもので、初期イスラーム時代の政治や社会のあり方を重視し、イスラーム教徒は初期イスラーム時代を規範として見習い従うべきであるとする、原理主義的で厳格な考えを持つ宗教運動であった。先祖(サラフ)の時代を重視することからサラフィー(祖先の時代の規範に従おうとするものたち)と呼ばれることもある。こうした思想を持つワッハーブの運動は、当初は、ナジュド地方の各地の豪族や宗教家たちには受け入れられず、運動は成功しなかった。

しかし、このワッハーブ派は、サウード家との間で協力関係が作られると、サウード家を支え、サウード家の勢力拡大の原動力になっていく。当時のサウード家の当主ムハンマド・ブン・サウードは、ディルイーヤにやってきたムハンマド・ブン・アブド・アル・ワッハーブを庇護し、両者の間に協力関係が作られた。サウード家はワッハーブ派を擁護し、ワッハーブ派はサウード家の勢力拡大に協力する合意ができた。

当時のアラビアでは、部族・氏族的集団が、政治的に大きな役割を果たしていた。遊牧民の社会は部族・氏族を単位として構成され、部族・氏族ごとにまとまっているのが普通であったし、町や村に住んでいた定住民の間でも、

部族・民族的な人間関係が社会構成上大きな役割を果たしていた。国家など、地域全体を統治する中央の政治権力が存在しなかった当時のナジュド地方では、それぞれの町の有力者が、部族・民族的な人間関係を土台としてその町での政治的な指導権を握り、いわば地方豪族的な存在として勢力を振るっていた。リヤード、ウヤイナ、ブライダなどの地域の中心となっていた町々には、それぞれ豪族が割拠しており、地域の統一はきわめて困難であったのである。

サウード家もディルイーヤの町に拠る一豪族にすぎなかったが、ワッハーブ派との協力関係はその勢力の拡大に道を開いた。ワッハーブ派を受け入れたことはサウード家の勢力に求心力を与え、また、部族の枠を超えて広がっていくワッハーブ派の組織と影響力は地域を統合する力となり、サウード家がディルイーヤを超えた広い地域を支配下に置くことを可能にした。さらに、ワッハーブ派の信徒はサウード家の兵力の中核を成し、その軍力はサウード家の勢力拡大に大きく寄与したからである。サウード家とワッハーブ派の勢力は力を合わせて周辺地域を平定し勢力を拡大していく。このように、サウード家はワッハーブ派の協力を得て統治を確立することができたのであった(福田 [2000])。これが第1次サウード朝(1744/5-1818年)である。

第1次サウード朝はナジュド地方で支配を固めた後さらに領土を拡大しペルシャ湾岸からメッカを含む紅海岸までを支配下に置くようになったが、エジプト軍の進攻を受け、1811年に首都ディルイーヤが陥落して滅亡した。サウード家の一族によって後に王朝が再建され、第2次サウード朝(1824-1891年)が始まったが、それも1888年に滅んだ。

現在のサウジアラビア王国は、直接的には、サウード家のアブド・アル・アジーズによって再興された第3次サウード朝が出発点となっている。アブド・アル・アジーズは手勢を率いてラシード家からリヤードを奪回し、サウード家の統治を回復した。1902年のことである。第3次サウード朝は、アブド・アル・アジーズの下で支配領域を拡大し、ナジュド地方を中心に、ペ

ルシャ湾岸一帯、メッカとメディナのあるヒジャーズ地方、イエメンと接するアシール地方などを支配する一大王国へと発展し、1932年には国名をサウジアラビア王国と変え現在に至っている。

第3次サウード朝でもワッハーブ派が国家建設過程で大きな役割を果たした。ワッハーブ派信徒からなる一種の屯田兵であるイフワーン軍団は第3次サウード朝の勢力拡大の先頭に立ち、また、国家の法的基盤はワッハーブ派の人と理念に基づいて作られ、地方の行政組織もワッハーブ派の人に大きく依存していた。このように、アブド・アル・アジーズが建設した第3次サウード朝でもワッハーブ派が大きな役割を果たすようになったのである。

(2) 統治体制の2つの柱－王政とイスラーム

① 王政－サウード家の統治、国王と王位の継承、王族

サウジアラビア王国建国に関する歴史的経緯にも示したように、サウジアラビア国家は王政とイスラームを2つの柱として形成された。王政とイスラームは現在でも国家の性格を特徴付ける重要な要素である。ここでは、王政とイスラームとの関係、国王や王位の継承問題、王族の問題を中心にして、国王を頂点とした王政について見ていこう。

サウジアラビア王国は、「サウード家のアラビア王国」を意味するその国名にも示されているように、サウード家出身者が統治する王国である。このサウード家の統治権は1983年に制定された「統治基本法」のなかにも定められている。「統治基本法」の第5条は「サウジアラビアの統治制度は王制(malaki)である」と規定し、また、「初代国王アブド・アル・アジーズの子孫が国王になる」旨も記しており、サウード家の統治権を明確に定めている。18世紀半ばに第1次サウード朝が始まって以来、第2次サウード朝、第3次サウード朝、そして1932年以降のサウジアラビア王国においても、国家はサウード家出身者によって統治されてきたが、「統治基本法」の規定はそのことを確認するものとなっている。

サウード家の統治権はワッハーブ派によっても承認されている。そのことは歴史的史料の記述にも示されている。18世紀半ばにサウード家とワッハーブ派の協力関係が作られた時、ムハンマド・ブン・アブド・アル・ワッハーブは、サウード家の当主ムハンマド・ブン・サウードに対し、彼がディルイーヤで行っていた税金の徴収を止めさせ²、その代わりに征服などの戦闘で多くの戦利品が得られることを約束した(Ibn Bishr [復刻年不詳:12], Ibn Ghannām [1985: 81])。実際にも、その後、ムハンマド・ブン・サウードは多くのフムス(戦利品の5分の1)を得るようになる。

フムスは5分の1を表すアラビア語であり、イスラーム国家論においては、他の勢力や国家との戦闘で得られた戦利品の5分の1を示す。フムスは、初期イスラーム時代には教団国家を率いていた預言者ムハンマドに差し出され教団国家の主要な財源の一つとなっていたが、ムハンマド以後の時代には、フムスをとる権利はカリフによって継承されたのである(嶋田 [1982])。つまり、フムスをとる権利は国家の統治者に帰すものであり、それらのことから、アル・ワッハーブが、ムハンマド・ブン・サウードの統治権を認めていたことが了解されよう。その他の多くの歴史的事実も、ワッハーブ派がサウード家の統治権を認めてきたことを示している。

以上のことから、サウード朝・サウジアラビア王国はサウード家が統治してきた王国であることが確認できよう。サウード家が作った王国は、サウード朝であって、あるいは「サウード家のアラビア王国」であって、ワッハーブ派の宗教指導者が統治する教団国家ワッハーブ王国ではないのである。

サウード家の統治権はワッハーブ派により承認され、現在では、成文法である「統治基本法」に裏打ちされたものとなっているが、ワッハーブ派の承認はサウード家の統治権に正統性を与えるものとして重要な意味を持っている。サウジアラビアではワッハーブ派が政治的・社会的に強い影響力を持っており、ワッハーブ派の創始者アル・ワッハーブが承認したという歴史的な事実は、サウード家の統治権にイスラームの側から強力な正統性を与えている

からである。

次に、国王について見ていこう。第1次サウード朝の建国以来、現在に至るまで、国王には代々サウード家出身者がなってきた。1902年にはじまった第3次サウード朝とその後のサウジアラビア王国では、王朝を再興したサウード家のアブド・アル・アジーズが初代国王となった。1953年にアブド・アル・アジーズが死去すると、王位はその男子サウードへと継承され、続いてサウードの弟ファイサルが国王に、そしてその弟のハーリドが国王になったように、王位は、故アブド・アル・アジーズ国王の息子たち、つまり男子の兄弟間で年令順に継承され、現在に至っている(表1参照)。現在のアブドゥラー国王も、2005年8月に兄であったファハド前国王の死去を受けて即位し、新しく皇太子になったスルターンは新国王の異母弟である。

兄弟のなかには、能力の点で問題があるなど個別の理由で王位に就くことができなかつた者もいるが、大きな流れとしては兄から弟へと王位・皇太子位が継承されている。過去の事例を見てみると、王位・皇太子位の継承に関する規定はあいまいで成文法は存在せず、また、継承にかかわる手順もそれぞれ異なっている。しかし、大筋では、故アブド・アル・アジーズ国王の息子たちで主要大臣などの政府要職を経験した者のなかから、年令順を尊重しつつ、王族有力者間の合意、つまり王族有力者の間の政治で決まってきたのが、これまでの継承の実情であった。現在のアブドゥラー国王とスルターン皇太子も、故アブド・アル・アジーズ国王の男子であり、これまでの継承の流れを踏んでいる。

しかし、表1にも示したようにアブド・アル・アジーズ国王の息子たちはしだいに高齢になりつつあり、アブド・アル・アジーズ国王の孫の世代、つまり第3世代への王位・皇太子位の継承が政治的に大きな課題とされるようになってきている。どこかの時点で、第3世代の王族を国王・皇太子にするための道筋をつけなくてはならないが、しかし、それには大きな困難が予想される。第3世代が国王・皇太子になることで、飛ばされることになるアブドゥ

ラー国王の弟たちの反発も強いと考えられるからである。そもそも、第3世代への継承に際しては、誰が次の皇太子として選ばれるかについて決まったルールはなく、王族内での権力闘争や軋轢も予想される。他のアラブ王政・首長制諸国の場合には通常は国王からその長男へ王位が継承されているが、兄弟間で王位継承が行われてきたことが第3世代への継承を難しくしているのである。

王政指導部の間では、王位・皇太子位の継承に関する規定を整備しようとの考えが強まっており、2006年10月にはアブドッラー国王は勅令を發布し、将来の皇太子の選定に一定の発言力のある王族からなる委員会を設置することを発表した。しかし、その新しい制度がどの程度有効に機能するかは、現段階では不透明である。国王は政治的実権を持つ専制君主的存在であるにもかかわらず、その王位の継承にかかわる制度が確立されていないことは、サウジアラビアの政治にとって大きな不安定要因となっている。

王族の存在についても述べておこう。表1にも示したように、アブド・アル・アジーズ初代国王には多数の子供がおり、男子だけでも合計で36人（人数については他の説もある）に上っている。アブド・アル・アジーズ国王は、国内掌握と内政安定のために、各地に割拠した部族勢力との関係を重視し部族対策の一環として政略結婚を進めたことなどもあり、数多くの夫人を娶った。そのことがアブド・アル・アジーズに多数の直系の子孫をもたらしたのであった。

現在、サウジアラビアで王族と呼ばれている者たちは、アブド・アル・アジーズ国王の子供と孫およびその一族などから成っている。その数は多く、報道などでは1万人とも2万人とも言われている。国家機構の要職にはアブド・アル・アジーズ国王の子や孫を中心にし、多くの王族が任命されている。主要大臣では、国防航空大臣(王弟)、内務大臣(王弟)、外務大臣(王の甥)、地方・公共事業・住宅大臣(王弟)などが王族であり、13ある地方の各州の知事職は全て王弟や王の甥などの王族で占められている(福田[2003:145])。もっ

とも、大臣のポストに就く王族の数があまり多くなると、行政機構を支えるテクノクラートや国民の反発を招くため、大臣のポストに就く王族の数は長らく抑えられてきた。

これらの国家機構の要所に配置された王族は、王族有力者として、政策決定過程にも大きな影響力を及ぼしている。サウジアラビアの王政は、制度上は、国王に権限が集中する専制的君主制に基づいている。しかし一方で、政府の要職に有力な王族が多数配置されていることは、国王の権力を牽制する役割を果たし、国王の政治的裁量権を制約している。このため、国王の下での内政外交は、国王を中心しつつも、王族有力者のコンセンサスを重視しながら政策が決定されているのが実態である。

多数の王族が存在していることは、サウード家中心の統治体制を固める上で大きな役割を果たしてきた。しかし、王族間の勢力争いを生む温床ともなり、王政の安定性を脅かす潜在的要因の一つともなっている。とくに、母親の違いに基づく門閥の存在が、権力争いを生む背景となっている。アブド・アル・アジーズ国王が何人もの妻を娶り多数の子をもうけたことは、主要王族の間で母親の違いに基づく門閥を生み出すこととなった。とりわけ、アブド・アル・アジーズとその寵妃ハッサ・ビント・アッ・スデイリーとの間に生まれた7人の男子はスデイリー・セブンと呼ばれ、もともと有力な一族となっている。故ファハド国王、スルターン皇太子兼第一副首相兼国防航空相、アブド・アル・ラハマーン国防副大臣、ナーイフ内相、実業家のトルキー、サルマーン・リヤード州知事の7人がスデイリー・セブンである。

近年では、現国王や前・元国王の子供たち、あるいは主要大臣の子供たちも政府の要職に就くようになっており、新しい門閥を形成するようになっている。王位・皇太子位の継承問題もあり、近年は、王族間の関係は複雑で難しくなっている。

②国家とイスラーム

サウジアラビア王国は、ワッハーブ派との協力関係を踏まえて作られた国家であり、もともと政治や社会でイスラームが強い影響力を持っていた。加えて、アブド・アル・アジーズ国王時代の建国過程でイスラームの聖地であるメッカとメディナがサウード朝の統治下に入ったが、そのことが王国のイスラーム色をいっそう強めることとなった。サウジアラビアの国家と国民は、2聖地の守護と世界各地からの巡礼の受け入れを通し、サウジアラビアはイスラームの中心地であるとの意識を強め、イスラームがいっそう強い影響力を持つようになったからである。そうしたことを背景に、イスラームは国家と様々な面で結びつき、内政・外交に大きな影響を与え、また、政治や社会を律する法的・倫理的規範としての役割を果たしているのである。

国家とイスラームの強い結びつきは「統治基本法」のなかにも示されている。「統治基本法」の第1条は、「サウジアラビアの宗教はイスラームであり、憲法はコーランとスンナである」と明記している。さらに第7条では、「コーランとスンナが統治基本法およびすべての国家の法(規則)を支配する」と記されている。この「統治基本法」の規定は、サウジアラビアはイスラームを国家の統治理念とするイスラーム国家であり、国家の法的支柱にはイスラーム法が置かれていることを明示している。

しかし、王政のところでも述べたように、国家の本質は、ワッハーブ派の教団国家ではなく、サウード家出身者が代々統治してきた王国である。そこでの国王の立場は、本質的にはイスラームの宗教指導者(例えばカリフ)ではなく、イスラームを擁護しイスラーム法に則って統治を行う、いわばイスラームの番人としての性格を持った「世俗的」政治権力(例えばアミールやスルターン)として位置づけられる(福田[1993])。ファハド前国王は1986年から「2聖地(メッカ、メディナ)の守護職」という称号を用いるようになったが、そのことにも国王の立場が示されている。現在のアブドッラー国王も同じ称号を用いている。

さて、上に記した文章からも見て取れるように、「統治基本法」のなかでは表面上はワッハーブ派色は見当たらず、より一般的なイスラームという表現を用いて文章が作られている。その背景には、アブド・アル・アジーズ国王時代のサウジアラビア王国の建国過程で、国家とワッハーブ派との関係が変化したことがある。

アブド・アル・アジーズ国王による建国過程で、サウード朝の支配領域が1920年代半ばにかけて中央部のナジュド地方から広がり、ペルシャ湾に面した東部州と、そして、メッカ、メディナのあるヒジャーズ地方、イエメンと国境を接するアシール地方、ジイザーン地方、ナジュラーン地方などを支配下に置くようになったが、そのことは国家とワッハーブ派との関係に大きな影響を与えることとなった。ヒジャーズ地方やイエメン国境近くの地方にはワッハーブ派以外のスンニー派住民³が数多く住んでおり、また、東部州などにはシーア派住民が数多く住んでいた。ナジュド地方を本拠地としたサウード朝では、もともとワッハーブ派の影響力が強かったが、新しくワッハーブ派以外のスンニー派住民やシーア派住民が住む地域を支配下に置くようになり、国家としてはワッハーブ派色を前面に出して統治することが難しくなったからである。サウード朝は、1929-30年に、ワッハーブ派を奉じた軍隊である「イフワーン軍」と衝突し、「イフワーン軍」を解体に追い込むが、その事件は、サウード朝とワッハーブ派の関係が変化したことを如実に示している。

こうして、国家の統治理念上は、ワッハーブ派という宗派ではなく、より広く人々をカバーできるイスラームの理念が前面に出されるようになったのである。「統治基本法」のなかの表現に、表面上は、ワッハーブ派の宗派色が見当たらないのはそのためである。国家の本質がワッハーブ派の教団国家ではなくサウード家出身者が統治する王国であったことも、そうした政策の転換を可能にしたのであった。サウジアラビアの国王は現在でも、年によっても異なるが、1年の半分近くをジェッダとメッカに滞在しその期間は閣議も

その場所で開催されるなど政治の中心もヒジャーズ地方に移るが、そのこともワッハーブ派・非ワッハーブ派のバランスと地域間のバランスを考慮しながら内政が進められていることを示している。

しかし、そうした対イスラーム政策の変化にもかかわらず、実際には、ワッハーブ派は国家の機構や制度のなかで強い影響力を保持し続けたのであった。統治理念上は宗派色を薄めているにもかかわらず、現実には、イスラーム関係の官庁や政府機関、裁判所、学校などの教育機関、そしてモスクなどには、ワッハーブ派の人々が配置され、国家の組織や制度上はワッハーブ派が強い影響力を保っているのである。諮問評議会の議員にもワッハーブ派の宗教界出身者が多数含まれているように、ワッハーブ派は、宗教面のみならず政治的にも無視できない力を持っている。前述の「統治基本法」の規定についても、文言をよく読むと、「サウジアラビアの憲法はコーランとスンナである」と記されているが、そのことはコーランとスンナを重視するワッハーブ派の考えを表していると見ることができる。

いずれにせよ、国家とイスラームとの関係では、表面的には宗派色を弱めイスラームを前面に掲げるようになったものの、実態としては、ワッハーブ派が強い影響力を保持しているのが現実である。

ワッハーブ派は、サウード家の統治を正統化する上できわめて重要な役割を果たしていることも記しておかなければならない(図 2 参照)。サウード朝の建国以来、「サウード家はワッハーブ派を擁護し、ワッハーブ派はサウード家の統治に協力する」という不文律に基づく両者の関係が続いてきた。現在も、ワッハーブ派が国家の組織や制度上強い影響力を保ち得ていることは、ワッハーブ派を擁護するとしたサウード家の基本的立場には実質的な変化がないことを示している。ワッハーブ派の宗教界も、過激派などは別にして、その主流はサウード家の統治を積極的あるいは消極的であるにせよ支持しており、先に述べた表面上の変化にもかかわらず、両者の関係には本質的には大きな変化は起きていないのである。サウジアラビアの国民の大多数はワッ

ハーブ派を信奉しており、ワッハーブ派がサ우드家の統治を支持し続けていることは、サ우드家の統治を正統化する上で重要な役割を果たしているのである。

ワッハーブ派の動向は、宗教界を構成する人々の動きのなかに見て取れる。ワッハーブ派の人々は宗教・司法関係機関、教育関係機関、モスクなどの様々な組織に存在し、緩やかに宗教界を形成している。彼らの日常的な交流のなかから宗教界の意向が形成されていき、それは王政指導部の政策決定過程にも大きな影響を与えている。また、彼らが折に触れて発出するファトワー(法学者の意見)やモスクでの金曜の礼拝に際しての説教は、国民に大きな影響を与えている。シーア派問題やイラクのスニー派などにかかわる内政や外交に関連するファトワーは、政治的な影響力も持っている。

宗教界のなかでも影響力が強く注目されているのがシャイフ家である。ワッハーブ派の創始者であるムハンマド・ブン・アブド・アル・ワッハーブの子孫は、シャイフ家(アル・シャイフないしはアール・シャイフ)と呼ばれ、宗教界・政界で隠然とした影響力を保持している。現閣僚の中でも、司法相とイスラーム問題担当相はシャイフ家出身者に属しており、またシャイフ家出身のアブド・アル・アジーズ・アル・シャイフが大ムフティ(国家に任命され、重要事項についてイスラーム法解釈のファトワーを出せる法学者)とウラマー最高評議会議長(ウラマーとはイスラーム法学などの学者)を兼務しているように、シャイフ家出身者には宗教界で要職を占めている者が多い。また、第3代国王の故ファイサル国王は、アブド・アル・アジーズとシャイフ家出身の妃との間に生まれた王子であったように、姻戚関係などを通しシャイフ家は王族の間にも影響力を持っている。

シーア派の問題にも触れておこう。より普遍的な「イスラーム」を前面に掲げた国家理念と、実態はワッハーブ派が支配的宗派となっている現実の間の矛盾は、シーア派住民と政府との対立のなかにも最も先鋭な形で表れている。国家とワッハーブ派以外のスニー派との間では、アブド・アル・アジーズ

国王のメッカ征服時にワッハーブ派の厳格な規律・規範をメッカなどに適用したことがあったものの、これまでは深刻な事件は報告されていない。しかし、シーア派との間では深刻な紛争が繰り返し起きている。東部州やナジュラン地方などに住むシーア派住民の間には、ワッハーブ派主体の政府がシーア派出身者を政府機関の要職などから排除するなどシーア派出身者を抑圧しているとする強い不満が存在しており、デモなどの反政府活動が繰り返し発生しているのである。ワッハーブ派のなかにはシーア派の存在を否定する考えがあり、ワッハーブ派が強い影響力を保持している国家体制のなかで、シーア派住民に対する差別や抑圧が生み出されているからである。

(3) 統治体制を構成する機関

ここでは行政機構、諮問評議会、司法、軍事機構などの王政を支える国の機関について述べる。全体の見取り図は図 1「サウジアラビアの統治構造」に示した。

図 1 に示したように、サウジアラビアの統治機構は国王を頂点にした中央集権的構造をしており、その中心には、各省から成る中央の行政機構があり、その下に各州の州知事をトップにした地方の行政機構がある。王政を支えるその他の機関としては、国軍と国家警備隊から成る軍事機構があり、裁判所などから成る司法制度や、1993 年に民意を政治に反映させることを目的に設立された諮問評議会などもある。このうち、各州の知事と国防・内務・外務などの重要な省には多くの王族が任命され、また、国軍と国家警備隊にも比較的数は少ないが王族が任命されている。

① 行政機構

行政機構は、国王の下で実際の内政・外交を担う機関として重要である。国王は首相を兼ねており、そのことが国王と行政機構を直接結び付けている。国王は首相として毎週月曜日に王宮で閣議を開催している。閣議には各省の

大臣などが出席し、政策は閣議での審議を経て決められている。国王は閣議を主宰し政策決定過程をリードし、各省の大臣に指示を与え、こうして行政は国王の主導権の下に進められていくのである。国王は、年によっても異なるが、1年のうち半分近くはリヤドを離れ、その不在期間の多くはジェッダとメッカに滞在している。その期間中は閣議も国王の滞在している場所、つまりジェッダやメッカの宮殿で開催され、閣僚も基本的には全員が出席している。

大臣の任免権は国王にある。現在の内閣法は1995年に作られたものであるが、その内閣法では大臣の任期は4年(イスラーム暦で4年、イスラーム暦では1年が西暦と比較し11日ほど短くなる)で2期までとされている。2期を終えた大臣は、国王が例外として認めない限り再任されることはない定められているが、3期以上ポストを続けている大臣も多い。とくに、王族は長期間同じポストを続けることが多い。この内閣法の下で1995年、1999年、2003年に内閣改造が行われ、2007年3月にも内閣改造が予定されている。

国王の下には特定の分野についての政策を検討するために、経済最高評議会、石油鉱物資源問題最高評議会など、いくつもの最高評議会が設置されている。最高評議会は、国王などを議長とし関係する大臣などを構成メンバーとして、とくに重要と考えられる分野についての政策を重点的に討議し、政策案を策定するためのものである。最高評議会で策定された政策案は閣議にかけられた上で、最終的に決定される。

行政機構の要職には王族が配置されていることが多い。国防航空大臣、内務大臣、外務大臣は王族であり、各省の次官などの中にも何人もの王族がいる。一方で、行政の実務の多くの部分を担っているのがテクノクラートである。第2次世界大戦後、1960年代から70年代にかけて行政機構が整備されていくなかで、アメリカやヨーロッパ諸国、そしてアラブ諸国の大学・大学院で、あるいは、国内の大学で高等教育を受けた人材が数多く行政機構に加わった。彼らは、テクノクラートとして政府の実務の中核を担うようになる。

ヌアイミ石油鉱物資源相など、大臣や諮問評議会の議員などに登用されたテクノクラートも多い。大臣などの人事に際し、王政指導部は、王族とテクノクラートのバランスを図りながら人事を決めてきた。政治ではサウード家が強い影響力を保持しているとはいえ、行政機構のなかで王族のポストが増えることはテクノクラートや国民の反発を招くことになるからである。

地方行政に関しては、地方を 13 の州に分け、それぞれ州知事を任命して統治している。州知事には王弟や王の甥などの王族が任命され、それぞれの州の最高責任者として州の行政に当たっている。ダハラーン、ハミース・ムシャイト、タブークなどの重要な地域には軍事基地が置かれ、多数の兵員が配置され、地方行政の支えとなっている。王政の下での地方統治を支えているのは行政官や軍人などナジュド地方出身のマンパワーであるが、一方で、地域社会の側にはナジュドの統治に対する反発が存在することがある(図 3 参照)。

国王は首相として自ら行政機構の頂点に立ち、閣議での審議と政策の決定、自らの名で発布する法律、予算の決定と配布、各省に配置した王族やテクノクラートなどを通し、行政を指揮しているのである。実権を持った専制的君主の下でいわば上意下達の統治構造が作られているわけであるが、そのことは後に述べるように、いわゆる「民主化問題」が起きる背景ともなっている。

②諮問評議会(シューラー評議会)

サウジアラビアでは、1950 年代以来、民主化を求める動き、つまり国民の政治参加を求める動きが繰り返し起こっている。1950 年代にはアラムコの労働運動のなかから立憲制や議会の開設などを求める声が強まり、続いて 60 年代には「フリー・プリンス」と呼ばれた若手王族たちが立憲改革を求める動きを起こした。民主化を求める動きは、実業界の人々や欧米で教育を受けたテクノクラートなどのなかに支持する者たちもあり、政府による弾圧を受けつつも、その後も長らくサウジアラビアの政治の底流に存在し続けてきた。

1991年の湾岸戦争後に再び民主化を求める動きが強まると、政府はある程度の政治改革が不可避であると判断し、1992年に統治基本法と諮問評議会(シューラー評議会)法を制定し、諮問評議会を設立することを発表した。諮問評議会は翌1993年に開設された。統治基本法は国民の間にある立憲改革を求める声に対応したものであり、諮問評議会は議会開設への求めに対応する形で設立されたものであった。

諮問評議会の議員は勅撰で選ばれ、任期は4年である。議員数は、設立当初は議長を除き60名で、その構成は政府官僚、宗教関係者、学者、専門家、マスコミ関係者、実業家など多様な分野の出身者から成っていた。諮問評議会は、国内各界の意見を政治に反映させる機会を作ろうとする政府の考えに基づいたものであり、各界を代表するような人物が選ばれている。議員の中には王族は含まれていなかった。諮問評議会の議員数は、当初は60名であったが、1997年に90人に増やされ、2001年に120名に拡大され、2005年に150名になり、議員数の拡大が続いている。

しかし、諮問評議会には立法権がなく、その権限は、法案の審議を通し意見を提出することなどで、弱く限られたものとなっている。議員も国王の選任で選ばれ選挙によらない。このように、諮問評議会は議会としての権能を持っておらず、国民の政治参加の問題は、今後の大きな課題として残されている。諮問評議会の議員数が設立以来拡大してきたことには、国民の批判を和らげようとの王政指導部の意図がうかがわれよう。

③法と司法制度

サウジアラビアの法体系は、イスラーム法を基本とし、国王が必要に応じ制定した法(規則)を加えたものから成っている。国王が制定する法は、イスラーム法と区別して「規則」などと呼ばれている。国王が制定する法(規則)は、通常は各省庁が法案を作成し、諮問評議会での審議を経て、閣議に上げられる。閣議での決定後、国王の裁可を得て勅令の形で発布される。あるい

は、各種の最高評議会では法案が作られ閣議にかけられることもある。法(規則)の制定権(立法権)は国王にあるので、閣議などでの手続きなしに、国王が直接法(規則)を布告することもある。

裁判はイスラーム法と規則に基づき行われ、制度としては、裁判所、行政裁判、不服裁判所の3種類の機関があり、それぞれ裁判を行っている。裁判所については、第一審として「一般裁判所」があり、その上に「控訴裁判所」が、そして「最高裁判所」があり、3段階になっている。「一般裁判所」の下には簡易裁判所が置かれている。行政裁判とは、労働問題や商事紛争などに関して各省などで行われているものである。例えば、労働省は労働問題を裁くために労働委員会(2段階)を設置し、商工省は商事紛争を裁くために商事紛争委員会を設けている。労働問題や商事紛争などは、それらの機関で行われる行政裁判に委ねられているのである。その他の裁判所として、政府に対する行政訴訟などを扱う「不服裁判所(マザーリム法廷)」がある。

④軍制

サウジアラビアの軍事機構は、国軍(正規軍)と国家警備隊の二つの機構から成っている。国軍はアブドゥラー国王を最高司令官として戴き、行政のラインでは国防航空相であるスルターン皇太子の直接指揮下にある。国軍は陸海空および防空軍から構成され、その人員は、陸軍7万5000人、海軍1万6000人、空軍2万人、防空軍1万6000人などで、総兵力は約13万人である。一方で、国家警備隊はアブドゥラー国王を司令官とし、総兵力は約7万5000人である。国軍と国家警備隊を合わせた人員は約20万人である。

国軍の主要な任務は、サウジアラビアを外敵から防衛することである。一方で、国家警備隊の主要な任務は国内の治安の維持にあるが、王族を守ることと正規軍の軍事クーデターを抑止することも隠れた大きな任務となっている。国家警備隊は、もともとはナジュド地方の部族民を中心に編成されたもので、サウード家に忠実な兵士が多いとされる。国軍と国家警備隊の2つの

種類の軍隊が存在することは、相互に牽制し、軍隊が政治的力を持つことを防ぐ役割も果たしている。

国軍と国家警備隊の任務の相違は、それぞれの国内での配置にも表れている。すなわち、国軍の実戦部隊の主力は、西北部のヨルダン国境近く、つまりイスラエル方面をにらんだタブーク、南西部のイエメン国境近くのハミース・ムシャイト、ペルシャ湾に面しイランやイラクにも近い東部州のダハラーン、イラク国境近くのハフル・バーティンなどに配置されている。国軍の実戦部隊の主力は外からの脅威に対処するために国境近くに配置されているのである。これに対し、国内の治安の維持が任務の国家警備隊は主要都市などに配置され、とくに、その主力は首都リヤードに置かれている。

しかし、この配置からは別の狙いが見て取れる。国軍はクーデターの防止の観点から政治の中心であるリヤードから遠ざけられ、代わって、リヤードの防衛は国家警備隊が中心になっているのである。また、国軍、とりわけ陸軍の重要なポストには、王族有力者や有力部族出身者はほとんど任命されていない。政府が、強い戦力を持つ国軍が政治的力を持たないように、また、クーデターの可能性を封じるために、細心の注意を払っていることが見て取れよう。

アブドッラー国王は皇太子の時代から長らく国家警備隊の司令官を務め、スルターン皇太子も長年にわたり国防航空大臣をしてきた。国王の息子は国家警備隊の要職につき、国軍の要職には皇太子の同母弟と息子が任じられている。国家警備隊はアブドッラー国王の重要な権力基盤となっており、国軍にはスルターン皇太子が強い影響力を持っているのである。

終りに

以上、本章ではサウジアラビアにおける統治体制について検討してきた。本稿でも述べたように、サウジアラビアの統治体制を特徴付ける王政とワッハーブ派との関係は、18世紀半ばに始まった第1次サウード朝を起源としている。現代のサウジアラビアの国家体制を見てみると、王政とワッハーブ派との関係にかかわる基本的な骨組みの部分は、第1次サウード朝と同じものであることが理解されよう。つまり、言葉を変えれば、18世紀半ばに始まった第1次サウード朝の統治体制が、その基本的な骨組みの部分は、現在まで続いていることになる。

こうした前近代的な統治体制が維持されてきた背景には、1930年代以降、とりわけ第二次世界大戦後、石油開発が進められるなかで、石油収入の分配構造に基づく「レンティア国家」体制が統治体制と重なるように作られていき、国王の統治権と統治体制を補強してきたことがある。石油の富を得て、前近代的な統治体制は、官僚機構と軍事・治安機構の整備・確立によって再編・強化され、抜本的な統治体制の再編にさらされることもなく、現在まで続いているのである。

【文献リスト】

- 嶋田襄平 1982「ガニーマ」嶋田襄平等監修『イスラーム事典』平凡社 145.
福田安志 1993「権力論－イスラームと政治権力、その歴史と現代」山内昌之・大塚和夫編『イスラームを学ぶ人のために』世界思想社 204－224.
福田安志 2000「ペルシャ湾と紅海の間」樺山紘一等編『岩波講座世界歴史第14巻 イスラーム・環インド洋世界』編岩波書店 115－140.
福田安志 2003「サウジアラビアの地方行政－地方の知事職と王族」伊能武

次・松本弘編『現代中東の国家と地方(Ⅱ)』日本国際問題研究所 139－163.

Ibn Bishr, ‘U. [復刻年不詳] *‘Unwān al-Majd fī T’arīkh Najd*, Riyādh.

Ibn Ghannām, H. [1985] *T’arīkh Najd*, Bairūt.

注

1 サウジアラビアではイスラーム法(*sharī‘a*)と規則(*niḡām*)を区別している。国王はイスラーム法を發布したり、イスラーム法に変更を加える権限は有しないので、「立法権」とは規則を制定する権限のことである。

2 ムハンマド・ブン・サウードは、当時、ディルイーヤでナツメヤシの収穫に対し税(*qānūn*)を課していた(Ibn Ghannām [1985: 81])が、それはワッハーブ派の観点からは違法であると考えられたためである。

3 ワッハーブ派はスンニー派のなかのハンバル法学派の流れを汲んでいる。ワッハーブ派以外のスンニー派とは、シャーフィイー法学派、マーリク法学派、ハナフィー法学派に属するスンニー派のことである。

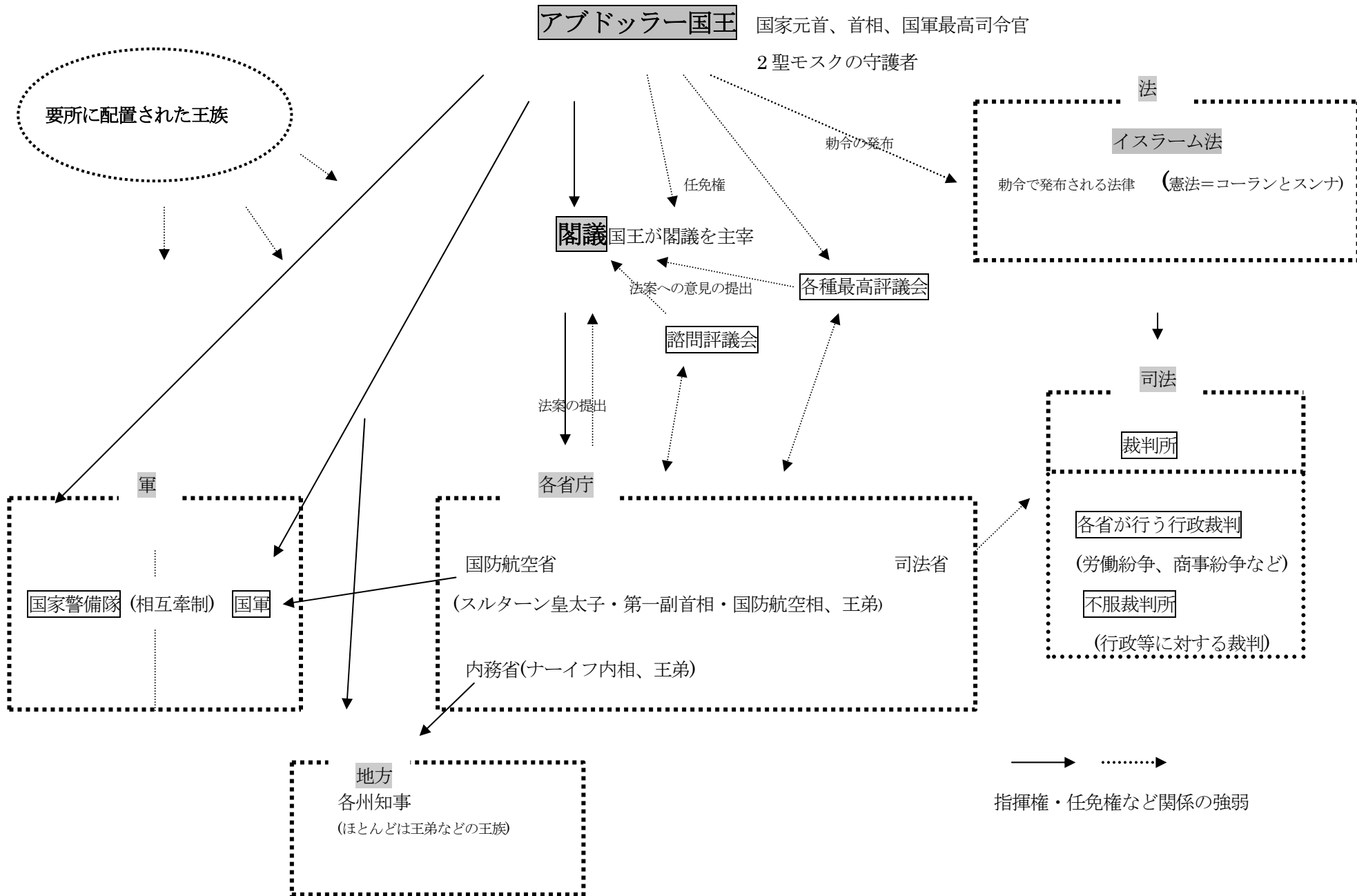
表1 故アブドル・アジーズ初代国王の男子

| 生年↓ | 母親1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 13 | 14 | 15 | 16 | 17 |
|------|---------------|-----------------|------------------|--------|------------|-----------------------------------|-------------------------|-------------------------------------|-------------|--------------------|------------|-----------------------|------------------------|----------|---------|-----------------------------|------------|
| 1900 | (Turki) | | | | | 皇太子↓ | | 国王↓ | | | | | | | | | |
| 1902 | (Saud) (2) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1904 | | (Faisal) (3) | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1910 | | | (Muham mad) | | | | | | | | | | | | | | |
| 1912 | | | (Khalid) (4) | | | | | | | | | | | | | | |
| 1920 | | | | Nasir? | Saad? | | | | | | | | | | | | |
| 1922 | | | | | | | (Mansur) | | | | | | | | | | |
| 1923 | | | | | Musaid? | (Fahd)(5) | | | Ban dar? | | | | | | | | |
| 1924 | | | | | | | | Abdullah (6) 国王 NG 司令官 | | | | | | | | | |
| 1925 | | | | | (A.Mohsin) | | | | | | | | | | | | |
| 1926 | | | | | | | Mishal | | | | | | | | | | |
| 1928 | | | | | | Sultan 皇太 子・副首相・ 国防相 | | | | | | | | | | | |
| 1931 | | | | | | A.Rahman 国 防副大臣 | Mitab 地 方公共事 業住宅相 | | | Talal AGFUND 会長 | | | | | | | |
| 1932 | | | | | | | | | | | (Mishari) | | | | | | |
| 1933 | | | | | | | | | | Nawwaf 国王顧問 | | Badr NG 副司 令官 | | | | | |
| 1934 | | | | | | Naif 内相 | | | Faw waz | | | | | | | | |
| 1935 | | | | | | Turki | | | | | | A. Illah | | | | | |
| 1936 | | | | | | Salman リヤ ード州知事 | | | | | | | | | | | |
| 1937 | | | | | | | | | | | | | (Majid) | (Thamir) | | | |
| 1940 | | | | | | Ahmad 内務副大臣 | | | | | | A.Majid メッカ州 知事 | | Mandouh | | | |
| 1941 | | | | | | | | | | | | | | | Hidhlul | | |
| 1942 | | | | | | | | | | | | | | Mashhur | | | |
| 1943 | | | | | | | | | | | | | Sattam リヤード 州副知事 | | | Miqrin GID 長 官 | |
| 1947 | | | | | | | | | | | | | | | | | Hamo ud |

(数字)は歴代国王。 ()は死去。 ?は生没不明。 A.はAbdulの略、NGは国家警備隊。

図1 サウジアラビアの統治構造

専制君主・王族のコンセンサス



作成:福田安志

図2 国家とイスラームの結びつき

サウード朝ーサウジ
アラビア王国

王国

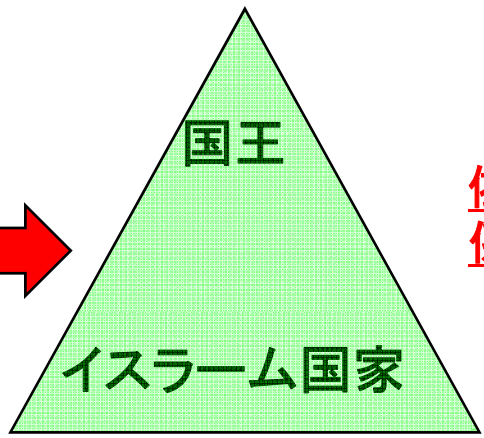
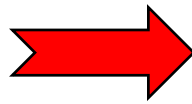
サウード王家

イスラームを擁護

協力関係

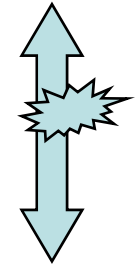
武力の提供
統治の正統化

ワッハーブ派

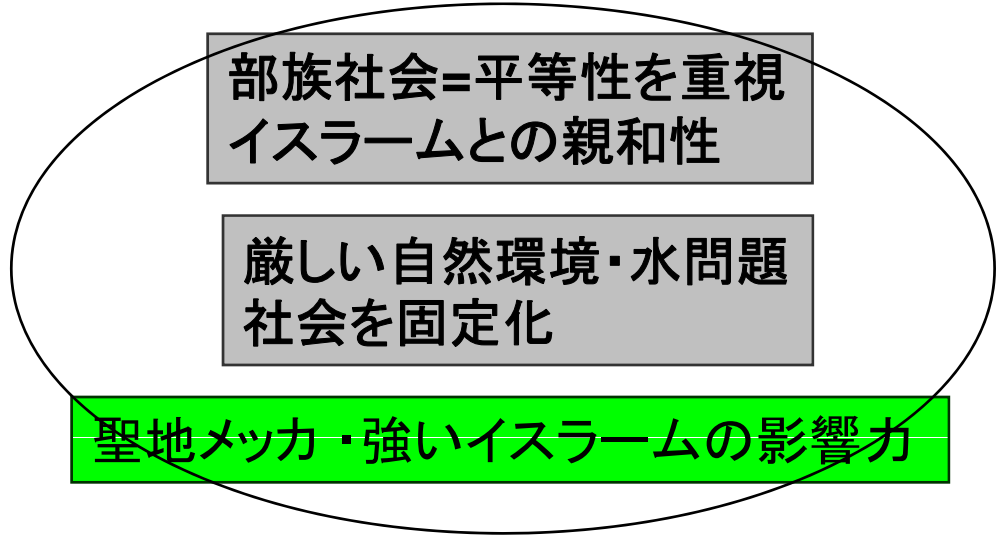


世俗的王権

依存・緊張関係のバランス

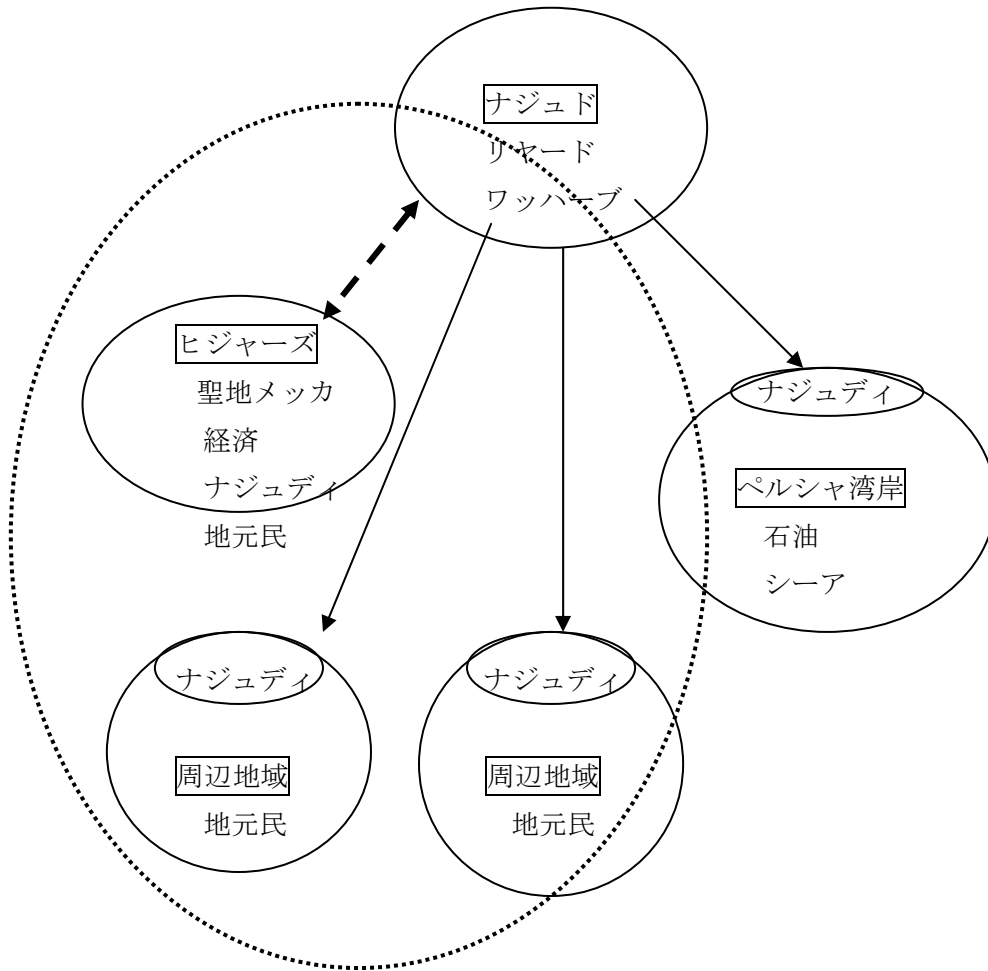


イスラーム
法、価値観、人



作成: 福田安志

図3 中央と地方ーナジュドの統治



作成：福田安志

統治基本規則(統治基本法¹)

アッラーの御名において

神の助けにより、我、ファハド・ブン・アブド・アル・アジーズ・アール・スワード、サウジアラビア王国国王は、公的利益に従い、様々な分野における国家の発展の観点から、また、求めている目標を達成したいとの思いから、以下を布告する。

- 1.下に添付した統治基本規則(法)の発布。
- 2.全ての規則(法)、布告、決定はこの統治基本規則(法)が発効した時から、必要に応じ修正が行われる時まで効力を有する。
- 3.この規則(法)は官報で公示され、公示の日から効力を発する。

第1章 総則

国家の基礎

第1条

サウジアラビア王国は主権を持つイスラーム・アラブ国家であり、その宗教はイスラームである。その憲法はコーランと預言者のスンナである。公用語はアラビア語であり、首都はリヤードである。

国家の祝日

第2条

国家の祝日は、イード・アル・フィトル(断食月明け祝日)とイード・アル・アドハー(犠牲祭の祝日)である。暦はヒジュラ暦(イスラーム暦)とする。

国旗

第 3 条

国旗は次の通りである。

a)色は緑。

b)幅は長さの 3 分の 2。

c)その中央には、「アッラーの他に神はなし、ムハンマドはアッラーの使徒である」と記し、その下に抜き身の剣を描く。半旗にはしない。詳しくは関連する細則で定める。

紋章

第 4 条

国家の紋章は、交差する 2 つの剣と、その間の上の空いている所にナツメヤシの木を置いたものとする。国歌と勲章は規則(法)で定める。

第 2 章

統治制度

第 5 条

a)サウジアラビア王国の統治制度は王制である。

b)統治は、初代国王アブド・アル・アジーズ・ブン・アブド・アル・ラハマーン・アル・ファイサル・アール・スウードの男子および男の孫に委ねられる。それらのなかの最もふさわしい者が、コーランと預言者のスンナに従い、統治者として認められる。

皇太子

c)国王が皇太子を選ぶ。国王は勅令を以って皇太子を解任する。

d)皇太子は、皇太子としての任務と国王から与えられた任務に専念する。

e)国王の死去の際は、即位が行われるまでは、皇太子が国王の権能を執り行う。

国王への忠誠

第6条

国民は、コーランと預言者のスンナに従い、容易な時も困難な時もいかなる時も、国王に忠誠を誓う。

統治権の由来

第7条

サウジアラビア王国の統治権は、コーランと預言者のスンナの定めに由来する。コーランとスンナはこの規則(法)と全ての国家の規則(法)を支配する。

第8条

サウジアラビア王国の統治は、イスラーム法に従った、公正、協議、平等に基づく。

第3章 サウジ社会の根幹

家族

第9条

家族はサウジ社会の中核であり、その個々人は、イスラームの信仰、アッラーと預言者、保護者への忠誠と服従、本規則(法)とその施行の尊重、愛国心、国とその偉大な歴史への誇りに基づき教育されなければならない。

第 10 条

国家は、家族の絆を強め、アラブとイスラームの価値観の保持、家族全員の保護、資質と能力開発のための環境の整備を図るものとする。

社会基盤

第 11 条

サウジの社会は、個々人によるアッラーの教えの遵守、彼らの中の信仰心による相互協力と相互扶助、団結に基盤を置く。

国家の団結

第 12 条

国家の団結を強めることは義務である。国家は、分裂、騒乱、崩壊をもたらすものを妨げる。

教育の目標

第 13 条

教育の目標は、若者の間にイスラームの信仰を植えつけることであり、知識と技術を人々に習得させ、祖国を愛し歴史を誇りに思う、社会を作る上で有益な人を作り出すことである。

第 4 章 経済の原則

第 14 条

アッラーがくださった全ての富は、地中であろうが地上であろうが、領海内であろうが、国家の権益が及ぶ陸海上の領域であろうが、また、その富の生み出す全ての収益も、規則(法)が定めるとおり国家の所有になる。その富

の利用方法、保全、開発は、国家の利益、安全、経済を考慮して、規則(法)で示される。

利権と投資

第 15 条

規則(法)で定める場合を除き、いかなる公的資源についても、利権が与えられることはないし、開発が行われることもない。

公共の財産

第 16 条

公共の財産は神聖なものであり、国家はその保全に努めなくてはならない。国民と住民はその保持に努めなければならない。

不動産などの資産、資本、労働

第 17 条

不動産などの資産、資本、労働は王国の経済と社会の基本的構成要素である。それらは、イスラーム法に従って社会的義務を遂行するための私的権利である。

私的所有権

第 18 条

国家は私的所有の自由とその神聖さを保障する。何者も、公共の利益に供する時を除き、その所有物を奪い取られることはない。公共の利益に供する時は正当な補償がなされるものとする。

財産の没収

第 19 条

公有財産の没収は禁止される。私有財産没収の罰は裁判所の判決がなければ行われない。

税と賦課金

第 20 条

税と賦課金は、必要がある時にのみ、公正に課せられる。その賦課、修正、廃止、免除は規則(法)に従って行われる。

ザカー(ザカート)

第 21 条

ザカー(ザカート)は徴収され、正当な受取人に支払われる。

開発

第 22 条

経済と社会の開発は、科学的で公正な計画に基づいて実施される。

第 5 章 信仰、権利、義務

第 23 条

国家はイスラームの信仰を保護し、イスラーム法を施行し、勸善懲悪を求め、アッラーへの帰依を求めるダウア(布教)の義務を遂行する。

2 聖地と巡礼

第 24 条

国家は 2 聖地での営繕事業や奉仕事業を行い、ハッジ(大巡礼)、ウムラ(小巡礼)、聖地訪問に来るものたちが容易にかつ平穩の内につとめを行えるよう

に安全と保護を提供する。

アラブ・イスラーム共同体

第 25 条

国家は、連帯と統一を求め、アラブ・イスラーム共同体の希望の実現にまい進し、また、友好国との関係強化に努める。

人権

第 26 条

国家はイスラーム法に従って人権を保護する。

第 27 条

国家は、非常時、疾病、身体障害、老齢の場合に、国民とその家族の権利を保護し、社会保障制度を強化し、組織や個人が慈善事業に参加することを支援する。

労働者と雇用者の保護

第 28 条

国家は、働くことができる者に対し、労働の分野を提供し、労働者と雇用者の保護のために規則(法)を制定する。

科学、文芸、文化

第 29 条

国家は、科学、文芸、文化を保護し、科学研究を奨励し、イスラーム・アラブの文化遺産を保護し、アラブ、イスラーム、そして人類の文明に貢献する。

公教育

第 30 条

国家は公教育を普及させ、識字率の向上に努める。

公的保健医療

第 31 条

国家は公的保健医療に留意し、すべての国民に保健医療サービスを提供する。

環境

第 32 条

国家は、環境の保全、保護、改善と、環境汚染の防止に努める。

軍隊

第 33 条

国家は軍隊を作り武装させ、イスラームの信仰、2 聖地、そして社会と祖国の防衛に当たらせる。

防衛

第 34 条

イスラームの信仰、社会及び祖国の防衛はすべての国民の義務である。兵役についての規定は規則(法)で明らかにされる。

サウジ国籍

第 35 条

サウジアラビアの国籍についての規定は、規則(法)で明らかにされる。

安全

第 36 条

国家は、領域内のすべての国民と住民に対し安全を保障する。規則(法)に定められた場合を除き、個人の行動の制約、逮捕、投獄は行われぬものとする。

住居の神聖さ

第 37 条

家は神聖な場所であり、規則(法)に定められた場合を除き、その家主の承諾を得ずにその住居に立ち入り、また、搜索をすることは許されぬ。

処罰

第 38 条

処罰は個人に科せられるものであり、イスラーム法の条項あるいは規則(法)の条項に定められたもの以外の罪や処罰はない。また、規則(法)が効力を発する以前の当該行為については罰せられることはない。

情報

第 39 条

情報、出版およびすべての言論表現活動は穏当な表現で、かつ、国家の規則(法)に沿って行われなければならない。それらは、国民の教育と統一促進に寄与しなければならない。治安への妨害や分裂、国家の安全保障と広報活動に危害を加えるもの、あるいは、個人の尊厳と権利を傷つけるもの、これらのすべての行為は禁止される。その詳細については規則(法)で明らかにされる。

通信

第 40 条

電信、郵便、電話およびその他の手段による通信は保護される。規則(法)で定める場合を除き、その没収、遅延、閲覧または聴取は許されない。

住民

第 41 条

サウジアラビア王国に居住するものはその諸規則(法)を守り、サウジ社会の価値観、伝統、および意識を尊重しなければならない。

亡命と犯人引渡し

第 42 条

国家は、公的利益がそれを求める時は、亡命の権利を与える。通常の犯人引渡しについては、規則(法)と国際条約がその方法と手続きを定める。

国王と皇太子のマジュリス

第 43 条

国王と皇太子のマジュリス(陳情などを行う会談)は、全ての国民および訴えごとがあるかあるいは不公正な取り扱いを受けた人々に開かれており、すべての個人は公的機関に対しその者が抱えている問題について訴える権利がある。

第 6 章 国家の権力

第 44 条

国家の権力は、司法権、行政執行権、規則(法)制定権から成る。これらの

各権力当局は、この規則(法)とその他の規則(法)に従い、義務を遂行する上で相互に協力する。これらの各権力の出所は国王である。

イフター(ファトワの発出)

第 45 条

サウジアラビア王国におけるファトワ(法的意見)を出す際の根拠はコーランと預言者のスンナである。大ウラマー(イスラーム法学者)会議の構成、イスラーム科学の研究調査およびイフターの統括とその機能については、規則(法)で定める。

司法

第 46 条

司法は独立した当局である。判決に際しては、イスラーム法のみが裁判官を支配する。

訴訟の権利

第 47 条

国民と王国の居住者には平等に、訴訟を起こす権利が保障されている。そのための必要な手続きについては規則(法)で定める。

裁判所

第 48 条

裁判所に付された事案の判決において裁判所はイスラームの法規定を適用する。それは、コーランとスンナが示していることと、また、統治者が布告したものでコーランとスンナに矛盾しない規則(法)に従って行われる。

第 49 条

本規則(法)の第 53 条に示されているように、裁判所はすべての紛争と犯罪に関して仲裁を行う機能を有する。

判決の執行

第 50 条

国王またはその代理人は判決の執行に努める。

司法最高評議会

第 51 条

規則(法)で司法最高評議会の構成とその権能について、また、裁判所の設置とその権能について定める。

裁判官の任命

第 52 条

裁判官の任命とその職務の終了は、規則(法)の定めに従い、司法最高評議会の提案に基づいて、国王の命令により行われる。

マザーリム法廷(不服苦情院)

第 53 条

マザーリム法廷の設置とその権能については、規則(法)で定める。

捜査機関

第 54 条

捜査機関と検察の関係、その組織と権能については、規則(法)で定める。

国王と国の政治

第 55 条

国王は、イスラームの定めに従った正しい政治として、国の政治を行い、イスラーム法と諸規則(法)の適用、国家の政策、国の保全と防衛を指揮監督する。

内閣の指揮権

第 56 条

国王は内閣総理大臣であり、閣僚会議のメンバーは、本規則(法)とその他の諸規則(法)の規定するところに従って、国王の職務の遂行を補佐する。閣僚会議規則(法)は、内務と外務、そして、政府の諸機関の構成とそれらの間の調整についての、閣僚会議の権能について定める。また、閣僚たちがしなければならないこと、彼らの権能、質問の方法、および彼らに関するその他のすべてのことは、規定によって定められる。閣僚会議の制度と権能は、本規則(法)にしたがって変更される。

副首相、大臣の任命と解任

第 57 条

- a) 国王は、勅令により、副首相と閣僚会議を構成する大臣たちを任命し解任する。
- b) 副首相および閣僚会議を構成する大臣たちは、イスラーム法と諸規則(法)の施行、国家の政策の遂行に関し、国王に対し連帯して責任を負う。
- c) 国王は、閣僚会議の解散と改編の権利を持つ。

第 58 条

国王は、勅令により、大臣のランクに序せられている者たち、副大臣、高位のランクに序せられている者たちを任命し、またその地位から解任する。

これは規則(法)の定めるところに基づいて行われる。大臣および独立機関の長は、彼らが管轄する省や機関について、総理大臣に対し責任を負う。

公務員に関する規定

第 59 条

公務員に関する規定は規則(法)で定められる。そのなかには、俸給、賞与、手当、特典、年金が含まれる。

軍最高司令官

第 60 条

国王は全軍の最高司令官である。国王は将校を任命し、規則(法)に従い彼らを解任する。

非常事態、動員、戦争

第 61 条

国王は国家の非常事態と総動員を宣言し、宣戦を布告する。この細則については規則(法)で定める。

王国の安全と危機

第 62 条

王国の安全あるいは領土の統一が脅かされ、あるいは国民の安全と利益が脅かされ、ないしは国家機関がその機能の遂行を妨げられた時は、国王はその危機に対処するために必要な緊急措置をとることができる。国王は、それらの措置を継続することが必要であると判断した場合には、規則(法)を以って対処する。

第 63 条

国王は、他の国の国王や国家元首を受け入れる。大使など他国への国王の代表者を任命する。また、他国の大使の信任状を受ける。

勲章

第 64 条

国王は、規則(法)に定めに従って、勲章を授与する。

国王の権限

第 65 条

国王は、勅令を以って、その権限の一部を皇太子に委任できる。

第 66 条

国王が国外に出る時は、国王は勅令を発出し、皇太子に国政と国民の利益の擁護を委ねる。詳細はその勅令の定めに従って行われる。

規則制定権(立法権)者

第 67 条

規則制定権(立法権)者は、国政において公益を実現し不都合なことの原因を取り除くために、イスラーム法の原則に従って、規則(法)や規定を策定することができる。また、規則制定権(立法権)者は、本規則(法)および閣僚会議規則(法)・諮問評議会規則(法)にしたがって、その権限を行使する。

諮問評議会

第 68 条

諮問評議会が設立される。諮問評議会の設立方法、その権限の遂行方法、構成員の選任方法については、諮問評議会規則(法)で定める。国王は、諮問

評議会を解散し、また、再び設置することができる。

諮問評議会と閣僚の会議

第 69 条

国王は、諮問評議会と閣僚会議の合同会議を召集することができる。また、国王は、その会議に出席させる必要のある者に出席を求め、必要と思われる課題について討議させることができる。

国際条約、規則(法)

第 70 条

国際的な協定、条約、規則(法)、利権は、勅令により公布され修正される。

第 71 条

規則(法)は官報で公示され、他の日付の定めのない限り、公示の日を以って効力を持つ。

第 7 章 財政

第 72 条

a) 国家の歳入とその国庫への受け入れの規定については、規則(法)にて定める。

b) 規則(法)で定めた方法により、収入の受け入れと支出が行われる。

国庫

第 73 条

予算の規定に基づかない場合は、国庫からの資金の支出は認められない。

予算の条項では支出ができない時は、勅令に基づいて行わなければならない。

国家財産

第 74 条

規則(法)で定めた場合を除き、国家財産の売却、貸し出し、勝手な使用は認められない。

通貨と金融機関

第 75 条

通貨、銀行、度量衡の規定については規則(法)で定める。

予算

第 76 条

国家の予算年度は規則(法)で定める。予算は勅令で発表され、それには、その年度の歳入と歳出の見積が含まれ、それは、その財政年度の始まる少なくとも 1 カ月前に行われる。やむをえない事情が起き、予算の発表が間に合わず新しい会計年度が始まった場合、新しい予算が発表されるまで、前年度の予算に沿って行われなければならない。

決算

第 77 条

専門の担当機関が、終了する会計年度の国家の決算をとりまとめ、総理大臣に提出する。

諸機関の予算

第 78 条

国家の予算と決算に適用された規定が、公的性格を持つ諸機関の予算と決

算についても適用される。

第 8 章

監査機関

第 79 条

全ての国家の歳入と歳出に対し関連する監査が行われる。また、全ての国家の動産と不動産に対し監査が行われ、それらの財産が適切に利用されているか、それらが保全されているかどうか確認する。このことについての年次報告書が首相に提出される。このことを管轄する監査機関とその任務と権限については規則(法)で定める。

国家機関の監査

第 80 条

国家機関の監査が行われ、適正に行政が執行され、適正に規則(法)が運用されているか確認する。財政や行政における違反の調査が実施され、このことについての年次報告書が首相に提出される。このことを管轄する機関とその任務と権限については規則(法)で定める。

第 9 章 一般規定

第 81 条

本規則(法)の適用は、サウジアラビア王国が外国、国際機関・組織との間で結んだ条約と協定を侵害しないものとする。

第 82 条

本規則(法)第 7 条の規定に反しない限り、戦争時と非常事態の宣言の時を除き、いかなる場合にも本規則(法)のあらゆる規定の停止は許されない。詳細については規則(法)で定められる。

第 83 条

本規則(法)の修正は、本規則(法)の発布と同じ手続きをとった時にのみ許される。

翻訳：福田安志

訳者注

本統治基本規則は、1993 年 8 月 22 日付けの Al-Sharq al-Awsat 紙に掲載された統治基本規則に基づき翻訳した。従って、それ以降、統治基本規則に行われた修正は反映されていない。

¹ 「統治基本規則」とは「統治基本法」のことである。規則 *nizām* とは、国王の名で発布される「法」のことで、サウジアラビアではイスラーム法と区別するために「規則」と呼ばれる。本稿のなかでは *nizām* に対し、規則(法)の訳語を充てた。